

お客様各位

東芝インフラシステムズ株式会社
微量 PCB お客様相談窓口

微量 PCB の混入について

1972年（昭和47年）以降、通商産業省（当時）の通達に基づき、電気機器にはPCB絶縁油の使用を中止していますが、一般産業納入変圧器及びコンデンサー等の絶縁油からごく微量のPCBが検出された事例がありました。

1989年以前に製造された絶縁油使用機器につきましては微量PCBの混入の可能性は否定出来ません。廃却に際しては、PCB廃棄物に該当するか否かを確認するために、絶縁油中のPCB濃度測定が必要となります。検査機関については、JEMA（日本電気工業会）ホームページをご参照ください。

<http://www.jema-net.or.jp/>

1990年以降に製造された機器の場合、出荷時点ではPCB不含有と判断致しております。変圧器への納入後の経過につきましては、お客様にてご確認をお願い致します。

以下、弊社の微量PCB混入の見解及び関連情報をご報告致します。

1. 平成14年7月12日付製造産業局長通達（平成14・7・11製局第2号）および環境大臣通達（環産第393号）を受け、過去の微量PCB検出事例に関する調査等を実施してまいりました。絶縁油にPCBが混入している可能性の有無について、絶縁油メーカーや機器メーカー等の調査結果から対象機器・製造年等の特定は出来ないとの結論に至りました。この内容は、経済産業省及び環境省のプレス発表（平成15年11月26日）で報告されています（詳細は、経済産業省、環境省及び日本電機工業会の各ホームページをご参照下さい）。

なお詳しくは弊社ホームページをご参照ください。

https://www.toshiba.co.jp/sis/pcb/pcb_ppm.htm

2. 機器使用者は、これらの電気機器で、PCBの混入が確認された場合には「廃棄物処理法」に基づいての適切な処置が、また、PCB混入の可能性を完全には否定出来ないとされる機器については、PCBを含有しないことが確認されるまでの間はPCB廃棄物と同様に適正な処置を行うことが必要です。詳細は、JEMAホームページ（「微量PCB検出変圧器等の取扱い・管理のご案内」）をご参照下さい。

http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/p_6-3.html